

## 6 法務関係

### ア 国民が利用しやすい司法制度の実現

事項名	措置内容	実施予定期			講ぜられた措置の概要等	備考
		16年度	17年度	18年度		
法曹人口の大幅増員等 (法務省)	<p>a 平成14年の司法試験合格者数を1,200人程度とするなど、現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手することとし、平成16年には、合格者数1,500人程度を達成する。</p> <p>b 司法試験合格者数を、年間3,000人とするため、平成16年にはその達成を目指すべきとしている1,500人程度への増員以降、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年頃にその達成を目指すべきとされている3,000人程度への増員に向けて計画的かつ早期の実施を図る。</p> <p>また、実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであり、平成22年頃までに3,000人程度に増員されても、これが上限を意味するものではないので、この点を踏まえて、その後のあるべき法曹人口について更なる研究・検討を行う。</p>	結論に従った所要の措置済(16年の合格者数を1,500人程度に増加)	調査・研究・検討		(法務省) 平成18年から5年間、新旧の司法試験が併行実施されることから、法務省の司法試験委員会においては、平成17年2月28日、併行実施期間中の新司法試験合格者については、平成18年は900人ないし1,100人程度、同19年は同18年の合格者についての概数の2倍程度を、旧司法試験合格者については、同18年は500人ないし600人程度、同19年は300人程度をそれぞれ一応の目安とする旨の考え方を示した。 また、同委員会は、平成20年以降の合格者数については、今後、法科大学院における教育の実績等を見定めながら、更に検討することが適切であるとの考え方を併せて示した。	
法科大学院非修了者への司法試験受験資格の確保 (法務省)	予備試験の実施に際しては、法科大学院修了者と同様の素養があることを判断するためのものであるという本来の趣旨を確保する必要があり、したがって、新司法試験の合格率において予備試験合格者と法科大学院修了者との間で可能な限り差異が生じないようすべき等との観点を踏まえつつ、両者の公平性が保たれるように予備試験の方法や合格者数等について見直しを行っていく。	逐次実施(予備試験は23年より実施)				

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考		
事項名	措置内容	実施予定期						
		16年度	17年度	18年度				
専門分野(知的財産権、国際企業法務、医療等)に通じた法律家の養成(文部科学省)	法科大学院の設置基準においては、弁護士等の実務家が専任教員を兼務すること、また、必要修得単位93単位の中に実定法以外の有用な科目を含めることが認められており、専門分野に通じた法律家を養成するための措置が講じられているところであるが、法科大学院における教育は平成16年度から開始するものであるため、その実施状況について必要なフォローアップを行う。	措置済						
司法修習の給費制の見直し(法務省)	司法修習に関しては、法科大学院設立による実務教育の実施を踏まえ、給費制については、法科大学院を含めた法曹養成制度全体を視野に入れつつ、その廃止を含め見直し、また、修習期間が1年に短縮されること等に伴い内容についても見直しを行う。 【裁判所法の一部を改正する法律(平成16年法律第163号)、平成22年11月1日施行。】	検討・結論を踏まえ 措置済						

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
弁護士法第72条の見直し等 (法務省、経済産業省、財務省)	<p>弁理士、税理士、司法書士など、近年法改正がなされた結果、その行うことのできる業務に一定の法律業務が追加された隣接法律専門職種について、規制改革委員会の「規制改革についての第2次見解」(平成11年12月14日)及び司法制度改革審議会の意見等を踏まえ、更なる業務拡大が可能かどうかの観点から、これらの法律の改正後の状況についてフォローアップを行う。</p> <p>さらに、会社から権限を付与された社員が、当該会社の訴訟代理人となるようにすることについても、そのようにすべきであるとの指摘があることを認識しつつ、引き続き検討を行う</p>	引き続き実施			<p>(法務省)</p> <p>平成16年11月26日の司法制度改革推進本部決定「今後の司法制度改革の推進について」において示された司法書士、土地家屋調査士、弁理士及び社会保険労務士に対する一定範囲のADR代理権の付与については、平成17年の通常国会に各資格の所管府省から関係法案が提出され、成立している。これら隣接法律専門職種の更なる業務拡大については、弁護士及び隣接法律専門職種の活動状況、国民の利便及びその権利保護の必要性等を踏まえ、総合的に検討していく予定である。</p> <p>会社から権限を付与された社員が、当該会社の訴訟代理人となることについては、無条件でこれを認めることは困難であり、一定の条件の下にこれを認めることができかどうか等について引き続き検討を進める予定である。</p> <p>(経済産業省)</p> <p>(弁理士)</p> <p>裁判外紛争解決手続の弁理士の代理業務に著作権を加えること等を含む不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成17年法律第75号)が平成17年11月1日施行された。</p>			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容						講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期							
		16年度	17年度	18年度					
						(財務省) (税理士) 1 規制改革委員会の見解を踏まえ、税理士が、その業務として、裁判所において補佐人として訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる制度を創設(税理士法の一部を改正する法律(平成13年法律第38号)) 2 平成16年11月26日付の司法制度改革推進本部決定において、税理士の裁判外紛争解決手続における代理人としての在り方については、裁判外紛争解決手続の利用促進に関する法律の施行後における手続実施者としての実績等が見極められた将来において改めて検討される課題とされている。 なお、同決定においては、税理士の有する専門的知識を租税の関連する民事紛争において手続実施者の相談者として活用するなど、手続実施者や代理人以外としても裁判外紛争解決手続の利用の促進に寄与していくことが期待されるとされている。			
国際化時代の法的需要への対応 (法務省)	今後増加すると見込まれる国際的な法的需要に適切に対応する観点から、外国法事務弁護士(外弁)事務所についても日本弁護士と同様の位置付けで法人化を認めるべきであるとの指摘があることを踏まえ、今後の我が国における国際的な法的需要の動向や外弁の登録数、外弁と日本弁護士(法人を含む)との外国法共同事業の実態等も考慮しつつ、外弁事務所の法人化について検討を行い、結論を得る。	逐次検討・結論			(法務省) 平成17年4月1日、外弁による弁護士の雇用の解禁、外弁と弁護士又は弁護士法人(以下「弁護士等」という。)との共同事業の自由化等を内容とする外弁法の改正が施行された(司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律(平成15年法律第128号))。これに伴う国際的な法律サービスに関する需要の動向、外弁と弁護士等との提携の実態等も踏まえて、検討を継続中である。				
管轄裁判所合意の電子化 (法務省) <ITウ に再掲>	第一審の管轄裁判所に関する合意を電磁的方法によりした場合における当該合意の効力の制限を見直す。 【民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律(平成16年法律第152号)】	法案提出、 公布	施行(4月 予定)		(法務省) 措置済(平成17年4月1日施行)				

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
法的制度基盤の整備 (法務省及び関係府省)	和解事項の確実な履行確保のための执行力の付与、紛争解決中の時効期間満了を避けるための時効中斷(停止)効の付与、苦情紛争処理システムと裁判手続との連携強化等について、ADR(Alternative Dispute Resolution:裁判外紛争処理)に関する基本法としての立法化も含めて必要な方策を検討し、所要の措置を講ずる。【裁判外紛争処理手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)】	法案提出、 公布	施行(19年5月31日まで)		(法務省) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)について、平成19年4月1日から施行することとなった。また、同法の委任等に基づく裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行令(平成18年政令第186号)及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則(平成18年法務省令第52号)も公布され、同法の施行と同時に施行することとなった。			
情報公開の推進等 (関係府省)	苦情及び紛争の再発及び未然防止の役割を期待される苦情・紛争処理機関については、消費者・利用者保護の観点も踏まえ、個人情報の保護及び事業者に不当な不利益を及ぼす可能性を勘案しつつ、苦情・紛争の再発及び未然防止に資する処理事案の内容等を早期に公開することを検討する。特に、国民の生命安全に直接かかわる事案については、適時に事案(トラブルの原因究明結果等を含めた処理事案の内容)を公表することを検討する。また、特に罰則が課せられるような重大な違反事例については、個人情報等の合理的な理由がない限り、事業者名の公表措置の活用を検討する。		引き続き検討					
民事ルールとしての公益通報者保護制度の整備 (内閣府)	公益のために通報したことを理由として労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう保護するための民事ルールとしての公益通報者保護制度を整備する。 【公益通報者保護法(平成16年法律第122号)】	法案成立、 公布		施行(平成18年6月17日まで)	(内閣府) 平成16年6月に公益通報者保護法(平成16年法律第122号)が成立、公布。平成18年4月1日施行。			
苦情処理委員会の活性化 (内閣府)	苦情処理委員会と地方消費者センターとの一層の連携を強化するとともに、苦情処理委員会が取り扱う対象事案の拡大を図るために、各地方公共団体に対して情報提供を始め、所要の措置を講ずる。	措置済						

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
総合案内窓口の整備 (法務省及び関係府省) <IT工に再掲>	利用者が苦情・紛争処理機関に関する必要な情報に的確にアクセスできるようにするための方策を検討し、各苦情・紛争処理機関に関する情報(組織、業務内容、過去の実績等)と苦情・紛争処理に関する諸手続等の情報を総合的に取りまとめ、データベース化した苦情・紛争処理に関する総合案内窓口(ポータルサイト等)について、これを各都道府県単位に整備するなどにより全国的な利用を可能とするよう、所要の支援策等を講ずる。	引き続き措置			(法務省) 日本司法支援センターの平成18年10月2日業務開始に向けて、関係機関・団体との協議等の準備作業を行っている。			
適正処理のための規範の制定 (法務省及び関係府省) (関係府省)	a の法的制度基盤の整備に関する検討も踏まえて、苦情・紛争処理機関がそれぞれの実態に応じて、組織運営規範、紛争処理手続規範、担当者の行為規範を適切に制定し得るためのガイドラインの策定・周知等を含む諸方策を検討し、所要の措置を図る。 【裁判外紛争処理手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)】  b 公正、効果的、かつ効率的な苦情、及び紛争処理を行うための指針に関する国際標準化機構(ISO)による規格制定後、各苦情・紛争処理機関に対して、速やかにその周知を図る。	措置済						
行政機関に対する司法による監視の改善 (法務省)	行政訴訟制度について、国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図り、原告適格の適切な判断を担保するために必要な考慮事項を規定する等の行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の見直しを行う。 【行政事件訴訟法の一部を改正する法律(平成16年法律第84号)】	法案成立、 公布	施行(4月 予定)		(法務省) 措置済(平成17年4月1日施行)			

## イ 我が国経済の活性化と競争力向上のための幅広い法整備

事項名	措置内容	実施予定期			講ぜられた措置の概要等	備考
		16年度	17年度	18年度		
会社法の現代化等 (法務省)	会社に関する規定(商法第2編、有限会社法等)について、片仮名文語体で表記されている規定の平仮名口語体化(いわゆる現代語化)を図るとともに、これらを分かりやすく再編成する。	第162回国会に關係 法案提出	法案成立 後、公布		(法務省) 会社に関する規定(商法第2編、有限会社法等)について、現代語化を図り、分かりやすく再編成すること等を内容とする「会社法」が第162回国会において成立し、平成17年7月26日に公布(平成17年法律第86号)、平成18年5月1日に施行。	
民法の現代語化 (法務省)	片仮名文語体で表記されている民法について、平仮名口語体に改める(いわゆる現代語化) 【民法の一部を改正する法律(平成16年法律第147号)】	第161回国会に關係 法案提出・成立	措置(4月 施行予定)		(法務省) 措置済(平成17年4月1日施行)	
株式会社に関する最低資本金規制の抜本的見直し (法務省)	起業を促進し我が国経済の活性化に資する観点から、商法における最低資本金制度について、その内容を機能に応じて分解し、起業段階での最低資本金制度は撤廃する方向で見直す。	第162回国会に關係 法案提出	法案成立 後、公布		(法務省) 最低資本金制度の撤廃等を内容とする「会社法」が第162回国会において成立し、平成17年7月26日に公布(平成17年法律第86号)、平成18年5月1日に施行。	
会社設立に関する諸手続についての電子化 (法務省、総務省、財務省、厚生労働省) <IT工に再掲>	起業者が会社設立に要している時間や事務負担を大幅に削減する観点から、会社設立に関する諸手続(会社設立登記後の各種申請等の公的手続を含む)の電子化を引き続き一層推進する。	継続的に実施			(法務省) 会社設立登記等の商業登記申請のオンライン化については、平成16年6月21日から一部登記所において実施しており、平成17年度末には111の登記所において実施される。今後も順次その範囲を拡大する予定。 (総務省) 会社設立登記後の申請手続については、各地方公共団体に対して地方税の申告手続の電子化への支援を行っている。なお、各都道府県と政令指定都市から構成される地方税電子化協議会による地方税の電子申告については、平成17年1月から開始され、平成18年現在、43都道府県と13政令指定都市において運用が開始されているところ。(平成18年度中に、全都道府県にて運用開始の見込み)	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
					(財務省) 会社設立登記後の国税関係の申請・届出手続については、平成16年度から、また、これらの申請・届出手続を電子的に行う場合の利用開始手続については、平成18年1月4日からオンラインによる手続を可能とし、一連の手続の電子化を完了した。 (厚生労働省) 健康保険・厚生年金保険の申請・届出等手続については、「厚生労働省の行政手続等電子化推進アクション・プラン」に基づき、平成15年度中に電子化し、措置済みである。			
登記のオンラインによる一括申請及び登記事項の電子化 (法務省) <IT工 に再掲>	企業の負担を軽減する観点から、本店及び支店の登記を一括してオンラインにより申請することができるようとする。 【商業登記規則等の一部を改正する省令(平成16年法務省令第22号)】  また、利用者の利便性向上の観点から、登記情報の電子化を早期に完了する。	一部措置済	逐次実施		(法務省) 本店及び支店の登記申請の一括化については、商業登記申請のオンライン化と併せて平成16年6月21日から一部登記所において実施されており、平成17年度末には111の商業登記所において実施される予定である。			
		逐次実施			(法務省) 平成18年3月31日現在、商業・法人登記の登記情報の電子化については、全会社・法人数(約360万社)の約98%であり、おむね完了している。			
債権譲渡登記制度の拡充 (法務省) <IT工 に再掲>	債権譲渡登記のオンライン申請について、債権個数5,000個を上限とする制限を廃止し、情報量による制限(1,500キロバイトを上限とする)のみとする。 【債権譲渡登記規則の一部を改正する省令(平成16年法務省令第38号)】	措置済 (5月施行)						
資本金払込証明制度の見直し (法務省)	会社設立の際の払込取扱機関への金銭の払込みがあることの証明については、本制度が金銭の払込みが実在することの確認であるとの趣旨にかんがみ、その証明の手段を現行の払込保管証明に限定せず、残高証明その他実際の払込みがあることを証明できる適切な手段によることを可能とするよう、商法において措置を講ずる。	第162回国会に關係法案提出	法案成立後、公布		(法務省) 残高証明等の手段による払込みの証明制度の導入等を内容とする「会社法」が第162回国会において成立し、平成17年7月26日に公布(平成17年法律第86号) 平成18年5月1日に施行。			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容						講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期							
		16年度	17年度	18年度					
定款の目的の記載内容の柔軟化(法務省)	起業及び新規ビジネス参入促進等の観点から、会社の目的の記載の登記実務の運用を緩和し、柔軟な記載を認めるよう検討し、結論を得る。	第162回国会に關係法案提出	法 案 成 立 後、公 布			(法務省) 会社の目的の記載の柔軟化については、類似商号規制の廃止を盛り込んだ会社法が平成18年5月1日に施行され、会社の目的における具体性の審査方法を見直す必要があることから、平成18年1月5日から2月3日までの間、パブリック・コメントを実施して広く一般から意見を募集し、それを踏まえた上で会社の目的の審査方法に関して、具体性については審査を要しないものとする通達を発出した。			
合併等対価の柔軟化(法務省)  (財務省)	a 対日直接投資を活発化させる観点から、外国会社を含む親会社株式や現金その他の財産を対価として合併等を行うことを可能とする合併等対価の柔軟化について恒久的な措置を講ずる。	第162回国会に關係法案提出	法 案 成 立 後、公 布			(法務省) 合併等対価の柔軟化についての恒久的な措置を講ずること等を内容とする「会社法」が第162回国会において成立し、平成17年7月26日に公布(平成17年法律第86号)。平成18年5月1日に施行(合併等対価の柔軟化に係る部分はその1年後に施行)。			
	b 税制上の措置について、課税の適正・公平及び租税回避防止の観点も十分に踏まえ、検討する。	検討(16年度以降)				(財務省) 税制上の措置について、課税の適正・公平及び租税回避防止の観点も十分に踏まえ、新会社法制の関連諸規定の施行までの間に検討し、結論を得る。			
単元未満株式の共益権の見直し(法務省)	単元未満株主の有すべき権利については、原則として現行法の単元未満株主の有する権利と同一のものとしつつ、閲覧請求権等一定の権利について定款で制限することができるよう平成17年度中に措置(法案提出)する。	第162回国会に關係法案提出	法 案 成 立 後、公 布			(法務省) 単元未満株主の有すべき権利について、原則として現行商法のそれと同一のものとしつつ、閲覧請求権等一定の権利について定款で制限することを可能とすること等を内容とする「会社法」が第162回国会において成立し、平成17年7月26日に公布(平成17年法律第86号)。平成18年5月1日に施行。			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
社債・融資法制の連続化 (法務省、金融庁)	社債に関する法制と借入れに関する法制を連続化することが、将来における我が国の金融の活性化を図る観点から必要であることから、以下のような制度の改善について検討する。  a シンジケートローン等において、1人の債権者が他の債権者の債権も含めた被担保債権の担保権となり、その担保権の管理を行うことができるようすべきであるとの指摘があることから、信託の在り方を見直す中で、制度の整備の必要性を検討する。	逐次検討・結論	逐次検討・結論  結論のうちの一部について第162回国会に関係法案提出、平成17年度に法案成立後、公布	(金融庁、法務省)  信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を第164回国会に提出。  要望内容については、信託法案の中で、担保権が信託財産である信託において、担保権者となった受託者が、債権者(受益者)のために、信託事務として担保権の管理をすることができることを明確化。	(法務省)  「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年5月1日施行)において、担保の種類の制限を緩和すること等を内容とする担保附社債信託法の一部改正については措置済。  信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を第164回国会に提出。  信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案では、担保付社債信託法における担保の範囲について整理を行い、その範囲の限定を撤廃することを措置。			
	b 社債について、担保の種類の制限(担保附社債信託法(明治38年法律第52号)第4条)は撤廃する。							
	c 社債の発行形態の自由度を高める(いわゆる売出発行形態の許容を含む)。							
	d 有限会社についても、社債の発行を認める。							
新しい投資スキームの創設 (経済産業省)	より一般的な投資ファンド法制を整備するため、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)を改正し、投資事業範囲の制限を撤廃することについて、早期に検討し、結論を得る。  【検討の結果、金銭債権の取得等投資事業範囲を拡大】	第162回国会に関係法案提出	法 案 成 立 後、公 布		(法務省)  社債の発行形態の自由度を高めること及び会社につきその類型を問わず社債の発行を認めること等を内容とする「会社法」が第162回国会において成立し、平成17年7月26日に公布(平成17年法律第86号) 平成18年5月1日に施行。			
		検討・結論			(経済産業省)  第159回通常国会において、現行の中小・ベンチャー企業への投資促進を目的とした「中小企業等投資事業組合法」を、一般的な投資ファンド法制である「投資事業有限責任組合法(ファンド法)(平成16年4月30日施行)」			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
					本改正により、以下～の改善がなされた。投資対象を、公開の有無、企業の規模を問わずに事業者全般とした。融資や社債・C Pその他の有価証券の取得・保有など投資手法を大幅に追加した。投資有限責任組合から他の投資有限責任組合や民法組合などへの出資の制限を撤廃した。組合員人数にかかる制限を撤廃した。 今回の改正により必要な法整備がなされたと認識しており、今後の改正は予定していない。			
私法上の事業組織形態の検討 (法務省、金融庁)	a 出資者の有限責任が確保されつつ内部関係における柔軟なガバナンスが認められるという特徴を有する新たな事業組織形態として、投資者保護ルールの整備と併せ、私法上の日本版L L C制度の創設を図ることについて検討し、結論を得る。	第162回国会に關係法案提出	法 案 成 立 後、公布		(法務省) 出資の有限責任が確保されつつ内部関係における柔軟なガバナンスが認められるという特徴を有する合同会社制度の創設等を内容とする「会社法」が第162回国会において成立し、平成17年7月26日に公布(平成17年法律第86号)。 平成18年5月1日に施行。 (金融庁) 投資家保護ルールの整備については、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に伴う法律」(平成17年法律第87号)により、合同会社等の社員権を証券取引法上の有価証券に追加する証券取引法の改正を行った(平成17年7月26日公布)。			
(法務省、経済産業省、財務省)	b 合理的かつ健全な私法上の事業組織形態の在り方について、私法上の問題点の整理と検討を行うとともに、併せて税法上の取扱いも検討する。	第162回国会に關係法案提出	法 案 成 立 後、公布		(法務省) 出資の有限責任が確保されつつ内部関係における柔軟なガバナンスが認められるという特徴を有する合同会社制度の創設等を内容とする「会社法」が第162回国会において成立し、平成17年7月26日に公布(平成17年法律第86号)。 平成18年5月1日に施行。 (経済産業省) 出資の有限責任、内部自治原則が確保されるというよう			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
			税法上の取扱について一部措置		な特徴を有する有限責任事業組合の創設等を内容とする「有限責任事業組合契約に関する法律」が第162回国会において成立(平成17年法律第40号)し、平成17年8月1日に施行された。 (財務省) 平成17年度税制改正において、有限責任事業組合制度につき、その法的位置づけを踏まえ課税関係を整備。 多様な事業組織形態に対する適切な課税のあり方についての政府税制調査会における整理(「平成18年度の税制改正に関する答申」)を踏まえ、合同会社は法人課税とされている。			
動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化 (法務省)	<p>a 動産担保及び債権担保の実効性をより一層高めるという観点から動産譲渡及び債権譲渡の公示制度を整備する。 【債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第148号)】</p> <p>b 企業担保権制度等について、改善の余地が無いかどうか検討する。</p>	第161回国会に關係法案提出・成立	措置(10月施行予定)		(法務省) 措置内容記載の事項を含む「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律」が第161回国会において成立し(平成16年法律第148号)、平成17年10月3日に施行。			
保証制度の見直し (法務省)	保証人が過大な責任を負いかちな保証契約について、その内容を適正化するという観点から、根保証契約を締結する場合に限度額や期間を定めるものとすること等、保証関係規定の見直しを行う。 【民法の一部を改正する法律(平成16年法律第147号)】	検討開始	引き続き検討		(法務省) 文献調査・各界からの意見聴取などを経て、2月に研究会を立ち上げ、企業担保権制度等の改善の余地について検討中である。			
		第161回国会に關係法案提出・成立	措置(4月施行予定)		(法務省) 措置済(平成17年4月1日施行)			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
倒産法の整備 (法務省)	賃料債権の処分等についての効力の制約を定めた破産法(大正11年法律第71号)第63条の規定を削除し、また、適正価格による不動産等の資産の処分に関する否認の要件を明確化する。 【破産法(平成16年法律第75号)】	措置済(17年1月施行)						
小会社における会計監査人の任意設置及び会計参与制度の導入 (法務省)	現在、会社法の現代化に係る法制審議会において、小会社において会計監査人の任意設置を可能とする、公認会計士又は税理士であることを資格要件とし、経営者と共同して計算書類を作成すること等を職務とする「会計参与(仮称)」制度を導入するという方向で検討がされており、その結果を踏まえて、関係法案をできる限り早期に国会に提出する。	第162回国会に關係法案提出	法案成立後、公布		(法務省) 現行法上の小会社における会計監査人の任意設置、会計参与の制度の導入等を内容とする「会社法」が第162回国会において成立し、平成17年7月26日に公布(平成17年法律第86号)。 平成18年5月1日に施行。			
社債発行に関する取締役会決議義務付の見直し (法務省)	社債の発行手続については、取締役会の決議をもって、代表取締役に対し、一定の範囲内における具体的な額等の決定及び一定の期間内における個々の発行時期の決定を委任することができるよう平成17年中に措置(法案提出)する。	第162回国会に關係法案提出	法案成立後、公布		(法務省) 社債の発行に係る決定事項の一部について、取締役会の決議をもって代表取締役に委任することを可能とする内容とする「会社法」が第162回国会において成立し、平成17年7月26日に公布(平成17年法律第86号)。 平成18年5月1日に施行。			

## ウ 国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
出入国管理施策の在り方の見直し (法務省)	平成17年を目途に予定している第三次出入国管理基本計画の策定に際しては、我が国が必要とする幅広い高度人材の獲得に向けて、我が国労働市場への影響を考慮しつつ、高度人材の範疇、高度人材の具体的受入策等について検討する。その際、幅広く人材を受け入れることの是非についても社会的コスト等多様な角度から検討する。	措置済						

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
IT技術者に係る資格の相互認証等(経済産業省、法務省) <IT才 aに再掲>	IT技術者などの専門的・技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的に受け入れ、我が国における高度な技術や知識を有する人材の確保を図るため、以下の事項について実施等行う。 a IT技術者に関する上陸許可基準等、外国人受入れ関連制度の見直しを行い、引き続き所要の措置を講ずる。 【平成16年法務省告示第363号(平成16年8月27日施行)】	逐次実施			(法務省)			
(経済産業省) <IT才 bに再掲>	b 我が国経済の発展に貢献する海外の高度な人材を確保する観点から、IT技術者の資格の相互認証については、各国の国家資格のみならず、高水準の民間資格もその対象とする。	逐次実施			(経済産業省)			
(経済産業省) <IT才 cに再掲>	c IT技術に関する我が国における外国人に対する試験制度についても、日本語による試験のみならず、その代替手段として英語等による試験を実施することを検討し、結論を得る。	検討・結論			(経済産業省) 需要がほとんど認められず、膨大な費用も勘案し、現時点では日本語以外による試験の提供を行わないこととした。			
投資家・経営者等に関する在留資格の明確化、入国手続の迅速化(法務省)	a 投資及び経営を行う外国人の在留資格制度に関する理解を深め、我が国における投資等の機会を確保する観点から、これら外国人の在留資格要件(「投資・経営」、「人文知識・国際業務」等)の具体的事例等を解説し公表するなど、制度の周知徹底を図る。 b 在留資格の付与手続を円滑に行えるよう入国手続の迅速化を図る。 【平成16年3月4日法務省入国管理局長通達】	措置済						
海外からの外国人転勤者に関する在留資格の周知徹底等(法務省)	a 転勤に伴い入国する外国人について、当該外国人が選択し得る在留資格の周知徹底を図るとともに、入国管理窓口等においても適切な助言を行うよう徹底する。 b 上記措置を講じてもなお、企業内転勤において求められる「就業経験1年以上」の要件が高度な技術・知識等を有する外国人の転勤の障害となる場合には、制度の悪用防止にも配慮しつつ、その見直しも検討する。	措置済			(法務省) 上記措置を講じた後、企業内転勤において求められる「就業経験1年以上」の要件が高度な技術・知識等を有する外国人の転勤の障害となっているという状況は認められなかつた。			
82 ( 法務 )								

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
外国人材育成に資する研修・技能実習制度の見直し(厚生労働省、法務省)	a 現在62職種となっている技能実習制度における対象職種について、開発途上国の技能移転に関するニーズ、国内の受入体制等を踏まえ、国際貢献に資する観点からも幅広く対象職種を見直す。 【職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成16年厚生労働省令第3号)(平成16年4月1日施行)引き続き逐次実施】	逐次実施			(厚生労働省) 対象職種について、研修生送り出し国のニーズや国内の受入体制等を踏まえ、17年度から技能実習対象職種として染色職種に織物・ニット浸染の作業を追加した。			
	b 研修・技能実習生の失踪などといった問題も顕在化し、本制度が悪用されているとの指摘がある点も踏まえ、こうした問題の発生を防止する施策も併せて講ずる。	逐次実施			(法務省) 平成17年3月に策定した第三次出入国管理基本計画に基づき、制度の趣旨の周知・徹底を図るとともに、実態調査の強化など厳格な審査を行い、本人に責のない研修生・技能実習生の保護に配慮しつつ、不正行為を行った機関は3年間の受入れ停止とするなどし、制度の趣旨にのっとった運用の適正化に努めているところであり、併せて、制度自体の見直しを検討しているところである。 (厚生労働省) 技能実習制度の実施に当たって中核的機関と位置づけられている(財)国際研修協力機構を通じ、失踪防止及び制度の適正な実施の観点から、巡回指導実施要領について研修生・技能実習生受入企業に対する巡回指導を強化する旨の改正を行うとともに、巡回指導を実施する地方駐在事務所の再編整備を進めているところである。			
学校の夏期休業等を活用して、外国語講師等を行う外国人大学生に対する在留資格の付与(法務省)	外国の大学の学生が夏期休暇等を利用して、地方公共団体が実施する異文化交流を目的としたプログラムに参加し、報酬を受けて、我が国の中学生に対し国際文化交流に係る講義を行う活動に対し、地方公共団体が当該学生の滞在中の活動について責任を負うこと前提に、「特定活動」の在留資格を決定する。 【平成17年法務省告示第104号(平成17年2月17日施行】	措置済						

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
入国管理体制の整備等 (法務省)	a 今後我が国が歓迎すべき外国人の受入れを一層積極的に進めるとともに、国民の治安に対する不安に応えるべく必要なチェック・取締体制の強化を図るためにも、入国管理体制を整備していく。	逐次実施			(法務省) 平成17年度から、ブレクリアランス(事前確認)及びセカンダリ審査(二次的審査)の導入を開始した。 効率的な退去強制手続を推進するため、全国警察と法務省との間で、平成17年9月1日までに、出入国管理及び難民認定法第65条の活用拡大について合意した。			
	b 収容施設における監視業務の民間委託も引き続き推進し、業務の効率化等を図っていく。	逐次実施			(法務省) 護送・収容及び送還業務について引き続き民間委託を実施した。			
海外企業と我が国企業との契約に基づき入国する専門的・技術的分野の外国人に対する安定的地位の付与 (法務省、厚生労働省)	我が国企業と海外の企業との共同研究・開発等を行うために受入れられる海外の企業に所属する専門的・技術的分野の外国人が長期的に在留できるよう、国内法制との整合性に留意しつつ、早急に検討し、結論を得る。		検討・結論		(法務省、厚生労働省) 「研究」・「技術」・「人文知識・国際業務」・「技能」の在留資格を得るためには、「(外国人本人と)本邦の公私の機関との契約」が必要となるところ、外形上の契約当事者が「海外企業と本邦の公私の機関」であっても、その内容において外国人本人と本邦の公私の機関との間の契約が成立していることが確認でき、かつ、これらの在留資格に係る他の要件に適合するのであれば、入国・在留が可能である旨、改めて周知する。なお、ここで言う契約からは業として行う労働者供給契約を除き、労働契約を指すものとする。」との内容を平成18年3月31日に閣議決定した。			
「技術」・「人文知識・国際業務」の要件の緩和 (法務省)	社会の実態等を踏まえ検討し、例えば、相互認証や客観的に技術、技能レベルを評価し得る資格制度等を通じて現状と同等の専門性、技術性を確保しつつ、学歴・実務経験要件を緩和することが可能とされた分野については、随時措置する。		随時措置		(法務省) 関係省庁からの意見も踏まえて引き続き検討し、要件等の緩和が可能とされた分野については、随時措置することとしている。			
料理人等熟練技能者に対する在留要件の緩和 (法務省)	不法就労、不法滞在等他の犯罪の防止策等を図りつつ、特にニーズの高い料理人等の熟練技能者については、資格等により現状と同等の技能レベルを確保しつつ、実務経験要件を緩和することが可能とされた分野については、随時措置する。		随時措置		(法務省) 関係省庁からの意見も踏まえて引き続き検討し、要件等の緩和が可能とされた分野については、随時措置することとしている。			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
専門士資格取得後の就職活動のための在留の許可 (法務省)	親日派育成や優秀な人材を我が国に確保するなどの観点から、専修学校における修得内容と想定される就職先の職務内容との関連性を踏まえつつ、専門士の称号を有する留学生についても、大学に在籍する留学生と同様に、一定の留学期間終了後の就職活動期間を確保する。		措置		(法務省) 専門士の称号を有する外国人留学生についても、大学に在籍する留学生と同様に、卒業後に就職活動を行うことを可能とする措置をとった(平成18年3月30日付け法務省入国管理局長通達)。			
人身取引防止のための在留資格「興行」の上陸基準の見直し (法務省)	在留資格「興行」の悪用を防止するため、先般行った当該在留資格に係る上陸許可基準の見直しに加え、招聘業者等が人身取引に係ることがないよう、上陸審査・在留審査の厳格化を図る。		措置		(法務省) 平成17年2月15日、外国政府等の認定資格保持要件の削除を内容とする在留資格「興行」に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年5月24日法務省令第16号)の一部改正を行った(同年3月15日施行)。 平成18年3月13日、外国人と興行に係る契約を締結する機関及び出演施設の経営者・常勤職員に係る要件の厳格化等を内容とする同法務省令の改正を行った(平成18年6月1日施行)。			
在留資格認定証明書の不交付理由の明示等 (法務省)	<p>a 在留資格認定証明書不交付通知書の理由付記についてより具体的な判断理由及び根拠条文の明示を地方入国管理局に指示するとともに、不交付となった場合であっても、申請者から求めがあれば、どの部分を改善すれば交付に至る可能性があるかについて申請者に対し適切にアドバイスするよう指導する。</p> <p>b 在留期間更新許可や在留資格変更許可においても、一定の手続的保障を確保する観点から、同様の措置を講ずる。</p>		可能 な 限 り 早 期 に 措 置		(法務省) 地方入国管理局に対し、在留資格認定証明書不交付処分時の対応について指示(平成17年4月11日法務省入国管理局入国在留課長通知)及び不交付理由の具体的な記載等に係る指示(平成17年8月11日付法務省入国管理局長通達)を行った。			
			可能 な 限 り 早 期 に 措 置		(法務省) 地方入国管理局に対し不許可不交付理由の具体的な記載等に係る指示(平成17年8月11日付法務省入国管理局長通達)を行った。			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化 (関係各府省)	在留中において、就労状態、居住状態、社会保険の加入状況、子供の就学状況等を的確に把握するなど、国、地方公共団体及び企業等が一体となって、入国後にチェックする仕組みを検討する。また、その際には、現在最長3年となっている在留期間の延長等の緩和措置の可否等についても検討を行う。		検討		(法務省) 入国後にチェックする仕組みについて、関係省庁と連携して検討を行い、その上で高度人材の在留期間の伸長について検討を行っていく。			
研修・技能実習制度の要件の明確化等 (法務省)	a 交替制研修が認められる基準及び事例を公表し、周知徹底を図る。		措置		(法務省) 平成18年3月、ホームページに掲載した。			
	b 同一の外国人に対する再研修に関する基準及び事例を公表し、周知徹底を図る。		措置		(法務省) 平成18年3月、ホームページに掲載した。			
	c 我が国企業単独で行う研修生の受け入れに関し、いわゆる「5%」ルールの算出の基礎となる企業の範囲について、我が国企業の形態に即して、見直しを行う。		措置		(法務省) 研修生の受け入れ人数の算出の基礎となる企業の範囲については、その範囲を拡大することを内容とする「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」(平成2年5月24日法務省令第16号)の改正を行うこととし、平成18年3月、意見公募手続を実施したところである。			
実務研修中の法的保護の在り方 (法務省、厚生労働省)	研修・技能実習制度の見直しの中で、実務研修における法的保護の在り方について検討し、結論を得る。		平成18年度までに結論		(法務省) 研修・技能実習制度については、厚生労働省をはじめとする関係省庁とも調整を行いつつ、見直しを行っているところである。 (厚生労働省) 実務研修における法的保護の在り方については検討を行っているところであり、法務省をはじめとする関係府省と連携しつつ、平成18年度までに結論を出すこととしている。			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
問題のない国・地域に対する査証免除対象国・地域の拡大(外務省)	我が国の査証免除対象国は現在58か国・地域に限定しているが、人的交流の促進、観光立国等の観点から、不法就労、不法滞在、犯罪、テロ等に留意し、治安に影響を及ぼさないための措置等を講じつつ、問題のない国・地域に対する査証免除措置を拡大する。	逐次実施			(外務省) 平成16年度に香港、17年度に韓国、台湾、マカオ、ブルガリアからの訪日者に対する短期滞在査証免除を実施した(平成17年度末現在の我が国の査証免除対象国・地域は62カ国・地域である)。			
韓国人に対する期間限定査証免除の実施(外務省)	a 我が国への観光を目的とする者を始めとして査証免除を求める要望が強いこと、平成14年のサッカーのワールドカップ共催時に期間限定査証免除措置を試行した実績があること、韓国側は査証免除措置を実行していること、現在FTA締結に向けた交渉が本格化しつつあること等を踏まえ、韓国側の偽変造対策を強化した新型旅券の導入を前提に、我が国における不法滞在の温床とならないよう、治安に影響を及ぼさないための措置を講じつつ、問題のない場合には、段階的措置として再度の期間限定査証免除措置を実施する。	措置済			(外務省) 平成18年3月1日より期間限定なしに短期滞在査証免除を実施した。			
	b 恒久的な査証免除については、期間限定査証免除の結果を踏まえて検討する。		検討					
香港住民に対する査証免除の実施(外務省)	我が国と香港との間の人的交流促進の重要性とともに、香港の出入国管理が厳重に行われていること、香港住民の不法滞在が少ないと等を総合的に考慮し、治安等にも留意しつつ、早急に査証免除措置を講ずる。	措置済						

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考		
事項名	措置内容	実施予定期							
		16年度	17年度	18年度					
中国人に対する査証発給手続等の見直し (外務省)	<p>a 相手国政府、日中双方の旅行会社等とも協力し、我が国への不法滞在の温床とならないよう、治安に影響を及ぼさない措置等を講じつつ、問題がない場合には、団体旅行に関する査証発給対象地域を段階的に拡大する。</p> <p>b 相互の来訪が円滑になるよう、数次査証の発給対象条件についても、株式市場上場企業の管理職等に限定せず、段階的に緩和する。</p> <p>c 中国人修学旅行生に対し、査証を免除する。</p> <p>d 中国国民訪日団体観光短期滞在査証の発給対象地域を、従来より指定していた北京市、上海市、広東省に加え、新たに天津市、江蘇省、浙江省、山東省及び遼寧省にも拡大する。</p>	措置済							
21台湾修学旅行生に対する査証緩和措置の実施 (外務省)	台湾修学旅行生に対し、査証申請提出書類の簡素化、査証料免除を実施する。	措置済							
22数次査証の対象範囲の拡大、発給要件の緩和等 (外務省)	<p>a 不法滞在、不法就労やその他の犯罪の防止等に留意しつつ、各國におけるニーズ等を踏まえ、問題のない国については、早急に数次査証の発給、発給要件の緩和等を図る。</p> <p>b インド人IT技術者について、在外公館限りで数次査証を発給するために申請人に必要とされる在職年数要件を5年から1年に緩和する。また、インドの在外公館が所在する各都市に所在する日系企業商工会員たる日系企業であり、かつ本邦に経営基盤若しくは連絡先を有する企業(日系企業には駐在員事務所を含む)のビジネスマンについて、在外公館限りで数次査証を発給できるようにする。</p>	逐次実施			<p>(外務省)</p> <p>アジア・大洋州諸国人、ロシア・NIS諸国人に対しては平成17年1月、中南米諸国人に対しては平成17年7月より、短期滞在数次査証の現地発給要件を緩和した。</p>				
<bは、ITオに再掲>		措置済							

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
	<p>c マレーシア、フィリピン、タイ、インドネシア及びパプアニューギニアの在外公館が所在する各都市に所在する日系企業商工会員たる日系企業であり、かつ本邦に経営基盤若しくは連絡先を有する企業(日系企業には駐在員事務所を含む)のビジネスマンについて、在外公館限りで数次査証を発給できるようにする。</p> <p>d 中国、韓国、台湾を除くアジア・大洋州諸国人について、数次短期滞在査証の現地発給基準の緩和及び有効期間延長(1年から3年)の措置を図る。</p>	措置済						
23短期滞在期間に係る運用の改善 (外務省、法務省)	不法滞在、不法就労等を防止する観点から、観光については、訪日外国人の滞在日数が概ね1か月未満であることを踏まえ、運用面において、在外公館において滞在日数に応じた在留期間を付した査証を発給し、入国審査においても当該滞在期間に応じた在留期間を決定する。 【平成16年12月24日法務省入国管理局長通達】	逐次実施(平成16年度一部措置済)			(外務省) 平成17年4月より、入管規則別表第2に基づき、滞在期間に応じた査証を発給することとした。			
24査証発給審査に係る客観性の高いシステムの構築 (外務省)	<p>a 査証発給審査の恣意性を排し、客観性、公平性の高い審査を実現するため、発給審査に係る事務について網羅的な再点検を行い、その成果を踏まえ査証発給審査のマニュアルを改善し、審査システムの向上を図る。</p> <p>b 査証発給に必要となる書類等については逐次改定し、申請者の予見可能性を確保する。</p> <p>c I T技術も活用した申請者の属性に応じた審査の導入など効率的な審査を実施する。</p>	逐次実施			(外務省) 平成17年4月より、査証発給審査に関する統一したガイドラインを策定した。			
		逐次実施			(外務省) 平成17年4月より提出書類の簡素化を実施した。			
		逐次実施			(外務省) 査証WANを設置可能な全ての在外公館に導入し、審査の効率化及び審査時間の短縮を実施した。			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
25査証申請手続等の総点検及び抜本的見直し(外務省)	<p>a 不法入国・不法滞在、不法就労やその他の犯罪等の防止等に留意しつつ、各在外公館においては、現地各機関や関係者とも協力の上、申請者側の要望、不満等を把握するため査証申請手続の総点検を実施し、その総点検結果を踏まえ、申請者の負担軽減、サービスの向上の観点から、申請時の提出書類の削減・簡素化、現地語の使用、申請受付時間の延長、申請窓口における対応の改善、発給日数の短縮化、査証発給に係る手数料の見直し、代理申請条件の緩和等を図る。</p> <p>b 愛知万博見学者の短期滞在査証手数料を免除する。</p> <p>c 特定の地域・国の外国人が査証申請する際に必要とされる「身元保証書」「招聘理由書」に關し、当該外国人を招聘する優良な事業者については、当該手続きを簡素化する措置を講ずる。</p>	逐次実施			(外務省) 平成17年4月に査証発給審査に関する統一したガイドラインの策定を行った際に、提出書類の簡素化、問題がない場合の標準処理期間の設定及び代理申請に関する条件の緩和等を行った。			
26A B T Cの発行数の増大に向けた取組の推進(外務省)	経済のグローバル化が進む中で、A P E C域内のヒトの移動を円滑にするため、A B T C制度を積極的に活用するよう、より一層の周知措置等を講ずるとともに、初年度の発行実績を踏まえ円滑な発行に向けた発行手続の見直しを図る。	逐次実施			(外務省) 外務省令及び告示の改正により、申請書類の簡素化を図るとともに、ホームページやパンフレット等で広報を実施している。			
27査証審査基準の公表及び査証発給手続の一部簡素化等(外務省)	a 査証申請者の予見可能性を高め、客觀性を担保するため、査証審査に係る原則的発給基準を公表することについて結論を得るとともに、不備や疑義等がない場合の標準処理期間を設定して、良好な治安の維持等に配慮しつつ、同基準により適切な審査を行うなどにより、運用の改善、透明性向上を図る。		査 証 審 査 に 係 る 原 則 的 発 給 基 準 の 公 表 に つ い て は 結 論 、 そ の 他 に つ い て は 措 置		(外務省) 平成17年4月より、問題がない場合の査証審査の標準処理期間を設定した。 平成18年3月より、査証審査の原則的発給基準を外務省ホームページ等で公表した。			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
	b 査証申請者に関して特に配慮すべき事項がある場合に、かかる事項を記載しうる項目を査証申請書に設けることとし、適切と判断される場合には、査証発給手続を簡素化する等の措置を図る。		措置		(外務省) 平成17年10月より、査証申請者に関して特に配慮すべき事項がある場合に、かかる事項を記載しうる項目を査証申請書に設け、適切と判断される場合には、査証発給手続を簡素化することとした。			
28数次査証の発給対象範囲等の公表等(外務省)	数次査証を発給する対象範囲を公表し、商用等で我が国に頻繁に訪問する外国人に対して数次査証を奨励することを在外公館窓口において徹底するとともに、我が国国内においても適宜広報を行い、制度の利用の増加、透明性向上を図る。		措置		(外務省) 数次査証を発給する対象範囲を公表し、HPや在外公館窓口等で広報を実施することとした。			
29A P E Cビジネストラベルカード(A B T C)の運用改善(外務省)	旅券の有効期間到来に伴うA B T Cの再申請における交付に要する期間の短縮化を図るため、A B T Cの運用の枠組みの修正等について、A P E Cの関連会合を通じ、各参加国・地域に対し、働きかけを行う。		措置		(外務省) 当方の働きかけをふまえ、現在A B T Cの電子システムの改修等が実施されている。			
30短期滞在以外の査証発給に係る書類の簡素化(外務省)	短期滞在以外の査証発給に係る必要書類について、当該査証申請の際に在留資格認定証明書を提出している場合には、査証申請と在留資格認定証明書申請において重複する書類等を原則として省略するなど、簡素化を図る。		措置		(外務省) 平成17年4月より、原則として、在留資格認定証明書を提示しての査証申請については、在留資格認定証明書申請の際に提出した書類の重複収を行わないこととした。			
31短期商用等における数次査証取得の奨励等(外務省)	短期商用等で我が国に入国するアジア諸国人等に対して数次査証を取得するよう奨励するため、数次査証の発給基準を公表し、在外公館等において周知徹底に努めるとともに、我が国国内においても適宜広報を行う。		措置		(外務省) 数次査証を発給する対象範囲を公表し、HPや在外公館窓口等で広報を実施することとした。			
32バイオメトリクス(生体情報)を活用した出入国審査体制の構築に向けた調査研究 等(法務省)	国際的標準に準拠したバイオメトリクス(生体情報)の読み取り及び認証を行う機器の開発・設置等に向けて、調査研究及び実証実験を行う。	措置済						

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容						講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期							
		16年度	17年度	18年度					
33市区町村により居住実態がないと確認された外国人の登録原票について法務省入国管理局が回収を行う。 (法務省)	市区町村により居住実態がないと確認された外国人の登録原票について法務省入国管理局が回収を行う。		措置			(法務省) 平成17年末現在、市町村により居住実態がないと確認されている登録原票について回収を行った(平成17年11月24日付法務省入国管理局登録管理官通知)			

## 工 国際的な高度人材の移入促進(日本版「グリーンカード」の創設など)

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容						講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期							
		16年度	17年度	18年度					
永住許可・不許可事例の公開の充実 (法務省)	永住を希望する外国人の許可要件に関する予見可能性を高めるため、永住に関する許可事例、不許可事例を、例えば各々100事例ずつ蓄積するまでの間、事例を追加する等、充実する。		逐次実施			(法務省) 平成17年3月31日から、永住許可・不許可事例を法務省ホームページにて公表し、その内容の充実に努めている。			
永住許可要件のガイドライン化 (法務省)	<p>a どのような外国人が入管法に定められている「日本国の利益に合する」のか、単なる事例紹介のみならず、速やかに永住許可に関する基準を明確化する措置を講じ、さらに、その基準を公開することにより、ガイドライン化を図る。</p> <p>b 本ガイドライン策定及び公表に当たっては、以下の点を踏まえ、可能な限り裁量性を排除する。</p> <p>ア 永住許可要件としての「外交・社会・経済・文化等の分野において我が国への貢献が認められる者」に関するガイドライン案について、各分野における専門家、有識者、外国人等からの意見を広く聴取しつつ策定する。</p> <p>イ 我が国が積極的に専門的知識及び技術を有する外国人を受入れていくことを示すため、ホームページ等で公表し、あわせて英語等外国語訳も作成する。</p>	一部措置済	措置		(法務省) 平成17年3月31日から、ガイドラインを法務省ホームページにて公表したほか、同年7月1日に追加するなど、その内容の充実に努めている。				
						(法務省) ガイドラインの作成にあたっては、有識者意見聴取会等の方法により意見聴取等を行った。 ガイドライン及び永住許可・不許可事例については、英語、ポルトガル語、中国語版をホームページに掲載した。			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
永住許可における資格要件の特例措置の全国展開 (法務省)	高度人材の安定的地位の確保を促進し、経済活性化に資するためにも、構造改革特別区域推進本部評価委員会における評価を踏まえ、永住許可における資格要件の特例措置を速やかに全国展開する措置を講ずることを検討し、結論を得る。 【構造改革特区評価委員会の意見を踏まえ、全国において実施しないこととした】	結論						
高度人材の移入に資する在留期間の見直し (法務省)	在留資格取消し制度の創設、その施行状況及び実態調査体制の整備状況等も踏まえつつ、高度な人材については、外国人の勤務先に一定の要件を設けるなどの措置を講じた上で、在留期間の上限を5年程度に引き上げる措置を講ずることについて検討し、結論を得る。	検討開始		結論	(法務省) 在留外国人の入国後におけるチェック体制の仕組みの検討を行い、高度人材の在留期間の伸長について検討を行っていく。			

## 才 その他

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
市における助役の収入役事務兼掌の容認 (総務省)	規模の小さい市の収入役の必置規制を見直し、助役が収入役の事務を兼掌することが可能となるよう措置する。 【地方自治法の一部を改正する法律(平成16年法律第57号)、地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第344号)】	措置済(11月施行)						
地方公共団体の私人への支出事務の委託の対象経費等の拡大 (総務省)	公金の支出について、私人への支出事務の委託が認められる経費は、外国において支払いをする経費、給与、報償金など通常の支出方法によっては事務処理上支障があり得る経費などが限定的に列挙されているが、これ以外の経費であってもこれと類似の性格を有するコピー機使用料などの経費については、地方公共団体が規則で追加できるよう措置する。 【地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第344号)】	措置済(11月施行)						

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
地方公共団体の長の命令が無くても支出ができる経費の容認(総務省)	口座振替によって支出する公共料金のように債務の確定及び履行の状況が容易に確認できる経費については、支出命令を簡素化することができるよう措置する。 【地方自治法の一部を改正する法律(平成16年法律第57号)、地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第344号)】	措置済(11月施行)						
郵便局において取り扱うことができる地方公共団体の事務範囲の拡大(総務省)	現在、郵便局において取り扱うことができる地方公共団体の事務は、納税証明書の交付事務等であるが、固定資産課税台帳記載事項証明書の交付事務についても取り扱うことができるよう措置する。 【地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第17号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第108号)】	措置済(4月施行)						
地方公営企業における民間的経営手法の導入の推進(総務省)	以下の事項について地方公共団体に対し要請する。 ・地域住民の意思を踏まえ、現在の地方公営企業形態による公共サービス供給を維持することの適否について再点検を行う。 ・廉価で質の高いサービスを供給する観点から、地方独立行政法人制度、PFI事業、公の施設の指定管理者制度、民間委託等の適切な活用を図る等効果的なサービス供給の在り方について再点検を行う。 【地方公営企業の経営の総点検について(総財公第33号 平成16年4月13日)】	措置済						
商工会議所法における合併規定の創設(経済産業省)	合併に伴う手続きの簡素化、資産譲受の際の税負担を軽減させ、商工会議所同士の円滑な合併を可能にするため、合併規定を創設する。 【商工会議所及び商工会法の一部を改正する法律(平成16年法律第39号)】	措置済(7月施行)						

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
行刑施設の民間開放推進 (法務省)	a 今後、刑務所等の新設に当たっては、PFI手法により設置する予定の美祢社会復帰促進センター(仮称)の実施状況も勘査しつつ、PFI手法による整備を積極的に進めるとともに、行刑施設の警備その他の収容及び処遇に関する事務の民間委託を行う等、民間開放を推進する。		逐次実施		(法務省) ・構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成17年法律第57号)において、行刑施設における施設の警備その他の被収容者の収容及び処遇に関する事務の一部を一定の要件を満たす民間事業者に委託することを可能とする特例措置を規定(平成17年10月1日施行) ・第1号刑務所PFI事業(美祢社会復帰促進センター整備・運営事業)について、平成17年6月に事業契約を締結済であり、平成19年4月運営開始予定。 ・第2号刑務所PFI事業(島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業)について、事業者選定に向けた準備を進めており、平成20年10月運営開始予定。			
	b 既存施設の警備その他の被収容者の収容及び処遇に関する事務については、先行事例(美祢社会復帰促進センター(仮称))の実績に対する評価も踏まえつつ民間開放を推進する。		逐次実施		(法務省) ・構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成17年法律第57号)において、行刑施設における施設の警備その他の被収容者の収容及び処遇に関する事務の一部を一定の要件を満たす民間事業者に委託することを可能とする特例措置を規定(平成17年10月1日施行)。なお、本特例措置の全国化については、第1号及び第2号刑務所PFI事業の実施状況や評価委員会による評価などを踏まえ検討。			
競売の民間開放に関する検討 (法務省)	我が国においても、米国その他の諸外国における民間競売制度についての調査及び我が国の競売制度の改善策として取り入れるべき点がないかについての検討に着手する。		措置		(法務省) 平成17年12月7日に、「競売制度研究会」を発足させ、米国その他の諸外国における民間競売制度の調査及び我が国の競売制度の改善策として取り入れるべき点がないかについての検討に着手した。			

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期						
		16年度	17年度	18年度				
登記事務の民間開放に関する検討 (法務省)	<p>登記事務については、不動産の権利関係や会社・法人に関する重要な事項について公簿に記載し公証する公権力の行使として厳正・公正・中立に行う必要があり、不適切な事務処理により国民の権利保護及び円滑な経済取引に対し重大な影響を及ぼすこと、事務処理に必要な能力は、登記所職員が日常多数の登記事件を処理する中で、研鑽や研修を積んで身に付けている極めて専門性の高い能力であること、登記所の管轄ごとに一元的に管理すべき業務であって、利用者が事業者を選択する余地はなく、競争原理が働かないため、不適切な事業者を淘汰することが難しいことから民間開放が困難であると主張されている。</p> <p>しかしながら、公正・中立・公益性の担保に関しては、法律上又は契約上受託者にその要件を課すことで十分に対応できるものである。また事務処理能力に関して、弁護士や司法書士等が一定の経験や研修を受けた上で、マニュアルが整備されていれば行うことができるものであり、登記事務の民間開放に関し検討する。</p>		措置		(法務省) 登記事務の民間開放に関する検討に着手した。			
ヘボン式ローマ字表記のみによらない旅券の名前表記 (外務省)	ヘボン式ローマ字によらない旅券の名前表記について、出生証明書等により外国式の表記法による名前が確定している場合等例外的なケースに限り認めていたところ、留学等により必要であることが予定されている場合等においても、事情を記載した申出書及び今後外国式の名の表記を変更しない旨の誓約書の提出をもって、別名併記を認めることとする。		措置		(外務省) 平成18年3月20日より、留学等に当たり非ヘボン式綴りが必要である理由を記載した申出書を提出する者に対して、別名併記を認めることとした。			
債権譲渡手続の簡素化等 (防衛庁)	添付書類を削減する等債権譲渡手続の簡素化を図ること、債権譲渡時の第三者対抗要件として債権譲渡登記制度の利用を認めることについて検討し、結論を得る。	平成16年度検討開始、平成17年度結論			(防衛庁) 契約履行完了後の債権譲渡の手続を簡素化させる方向で結論を得たところ。 今後、具体的な内容について調整を行い、平成18年度に措置を講ずる。			